

春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条）

第2章 建設（第2条）

第3章 教育環境（第3条）

附則

第1章 厚生福祉

**第1条** 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
空家等対策協議会 委員		日額	5,200 円	空家等対策協議会 委員		日額	5,200 円
地域福祉計画審議 会委員		日額	5,200 円				

第2章 建設

**第2条** 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
地域福祉計画審議 会委員		日額	5,200 円	地域福祉計画審議 会委員		日額	5,200 円
緑の審議会委員		日額	5,200 円				

### 第3章 教育環境

**第3条** 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
緑の審議会委員		日額	5,200 円	緑の審議会委員		日額	5,200 円
観光振興審議会委員		日額	5,200 円				

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。